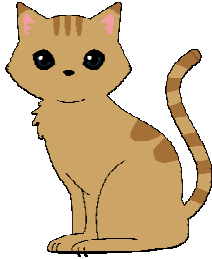


# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年8月号 vol.46



7月14日、我が家に新しい家族が増えました。姉弟の子猫2匹を里親さんから譲り受けました。

名前は”ムギとホップ”、茶トラの弟猫が”ムギ”、キジの姉猫が”ホップ”です。

猫を飼うのは初めてなので、猫の飼い方の本を何冊も読んだり、毎日のようにペットショップのグッズ売り場に足を運んだり、受け入れにはバタバタしましたが、楽しい猫との生活がスタートしました。

今年は酷暑ですね。”ムギとホップに乾杯 !!”とビールを飲む毎日が続いています。



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

すっかりお馴染みとなったNISA。平成26年に導入されて、早いもので今年が5年目となります。

5年目ということは非課税期間が終了する年です。平成26年からNISAを利用されている方は、年内に必要な手続きがあります。ご注意ください。

### ”新たに非課税投資枠へ移管するためには年内に移管依頼書を提出する必要があります”

上場株式等の配当所得や譲渡所得の非課税の特例を受けることができる非課税口座(NISA)は、最長5年間の非課税期間終了後、翌年分の非課税投資枠に移管することができます。

平成26年から非課税口座を利用している方は、今年で非課税期間が終了するので、以下のような選択肢があります。

① 新たな非課税管理勘定に移管(ロールオーバーと呼ばれています)

② 特定口座又は一般口座に移管

①の場合は、今年12月までに、非課税口座を開設している証券会社等に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

なお、非課税投資枠は当初年間100万円でスタートし、平成27年度改正で年間120万円に拡大。さらに、平成29年度改正でロールオーバー時の上限額が撤廃されたので、例えば、平成26年分の非課税口座内の株式等が150万円に上昇しても、非課税投資枠120万円を超える150万円全額の上場株式等を移管できるようになっています。

②の特定口座に移管する場合は、元々、非課税口座を開設している証券会社等に特定口座を開設していれば、手続きを要することなく自動移管されます。

## 「今月の本の紹介」

「WE ARE LONELY,BUT NOT ALONE.」  
(佐渡島 康平 著・幻冬舎)

”我々は孤独だが、一人ではない”  
SNSでたくさんの方のコミュニティに囲まれる現代人の姿を的確にあらわした言葉だと思えます。

本書は現代のコミュニティについて、編集者という立場から考察している一冊です。自らの意思とは関係なくコミュニティに属さなかった時代から、生身の自分で、自ら選んだコミュニティに属し、安心感を得られる時代へ。変わりゆく社会について、考えさせられました。

## 「気まぐれ簡単レシピ」

<かつおのたたき>

・かつお(刺身用) 250g →全体に塩をふる  
・みょうが 1個→小口切り、しょうが 1かけ→みじん切り、大葉 3枚→千切り (A)

①フライパンに油を入れ、強めの中火にかけて温め、かつおを各面30秒ずつくらい焼き、ペーパーの上に取り出す。

②①を1cm厚さにカツし器に並べ、酢 大1/2をふりかけて馴染ませる。その上に大根おろしと(A)をのせる。

③ぼん酢でいただきます(^)/

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-1 0第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所